

■水質検査結果 (排水基準等に係る項目、地下水等検査項目、ダイオキシン類)

採取場所 (採取日/結果入手日)	単位	放流水 (令和3年6月10日) ※ダイオキシン類 (令和3年7月1)		地下水 (令和3年6月10日)		
		基準値	検査結果	基準値	観測井1(下流) 検査結果	観測井2(上流) 検査結果
アルキル水銀	mg/l	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満
総水銀	mg/l	0.005 以下	0.0005 未満	0.0005 以下	0.0005 未満	0.0005 未満
カドミウム及びその化合物	mg/l	0.03 以下	0.003 未満	0.003 以下	0.0003 未満	0.0003 未満
鉛及びその化合物	mg/l	0.1 以下	0.01 未満	0.01 以下	0.005 未満	0.005 未満
有機燐化合物	mg/l	1 以下	0.1 未満			
六価クロム化合物	mg/l	0.5 以下	0.05 未満	0.05 以下	0.02 未満	0.02 未満
ひ素及びその化合物	mg/l	0.1 以下	0.005 未満	0.01 以下	0.005 未満	0.005 未満
シアン化合物	mg/l	1 以下	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満
ポリ塩化ビフェニル(PCB)	mg/l	0.003 以下	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満
トリクロロエチレン	mg/l	0.1 以下	0.002 未満	0.01 以下	0.001 未満	0.001 未満
テトラクロロエチレン	mg/l	0.1 以下	0.0005 未満	0.01 以下	0.0005 未満	0.0005 未満
ジクロロメタン	mg/l	0.2 以下	0.02 未満	0.02 以下	0.002 未満	0.002 未満
四塩化炭素	mg/l	0.02 以下	0.002 未満	0.002 以下	0.0002 未満	0.0002 未満
1,2-ジクロロエタン	mg/l	0.04 以下	0.004 未満	0.004 以下	0.0004 未満	0.0004 未満
1,1-ジクロロエチレン	mg/l	1 以下	0.02 未満	0.1 以下	0.002 未満	0.002 未満
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l	0.4 以下	0.04 未満	0.04 以下	0.004 未満	0.004 未満
トランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l					
1,1,1-トリクロロエタン	mg/l	3 以下	0.0005 未満	1 以下	0.0005 未満	0.0005 未満
1,1,2-トリクロロエタン	mg/l	0.06 以下	0.006 未満	0.006 以下	0.0006 未満	0.0006 未満
1,3-ジクロロプロペン	mg/l	0.02 以下	0.002 未満	0.002 以下	0.0002 未満	0.0002 未満
チウラム	mg/l	0.06 以下	0.006 未満	0.006 以下	0.0006 未満	0.0006 未満
シマジン	mg/l	0.03 以下	0.003 未満	0.003 以下	0.0003 未満	0.0003 未満
チオベンカルブ	mg/l	0.2 以下	0.02 未満	0.02 以下	0.002 未満	0.002 未満
ベンゼン	mg/l	0.1 以下	0.01 未満	0.01 以下	0.001 未満	0.001 未満
セレン及びその化合物	mg/l	0.1 以下	0.01 未満	0.01 以下	0.002 未満	0.002 未満
1,4-ジオキサン	mg/l	0.5 以下	0.05 未満	0.05 以下	0.005 未満	0.005 未満
クロロエチレン	mg/l			0.002 以下	0.0002 未満	0.0002 未満
ほう素及びその化合物	mg/l	50 以下	0.1 未満			
ふっ素及びその化合物	mg/l	15 以下	0.1 未満			
アンモニア、亜硝酸及び硝酸化合物	mg/l	200 以下	2.1			
ノルマルヘキサン抽出物含有量(鉱油)	mg/l	5 以下	2.5 未満			
フェノール類含有量	mg/l	5 以下	0.2 未満			
銅含有量	mg/l	3 以下	0.1 未満			
亜鉛含有量	mg/l	2 以下	0.05 未満			
溶解性鉄含有量	mg/l	10 以下	1.2			
溶解性マンガン含有量	mg/l	10 以下	1.2			
クロム含有量	mg/l	2 以下	0.05 未満			
大腸菌群数	個/cm <sup>3</sup>	3000 以下	30 未満			
ダイオキシン類	pg-TEQ/l	10 以下	0.00034			
異常の有無			無			無
措置の日付/内容						

最終処分場の周縁の地下水の汚染の有無の指標として電気伝導率及び塩化物イオンの濃度を用いることが適当でない最終処分場にあつては、六月に一回以上測定すること  
埋め立てる廃棄物の種類及び保有水等集排水設備により集められた保有水等の水質に照らして地下水等の汚染が生ずるおそれがないことが明らかな項目については、協議の上、減ずることができる。